

# 高血圧症・脂質異常症・糖尿病で 通院中の患者さんへのお知らせ

診療報酬改定に伴い厚労省の指針により、令和6年6月1日より、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ移行いたします。

管理料の移行に伴い、当院で作成した「療養計画書」へ署名(初回だけ)を頂く必要がございます。お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

例) 生活習慣病管理料(Ⅱ)へ移行する患者さんが月1回来院し、特定疾患に対する薬剤処方が28日以上の場合

現行

再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料・ 処方箋料 など	359点
計	484点

令和6年6月1日以降

再診料	75点
-	-
生活習慣病管理料(Ⅱ)・ 処方箋料	393点
計	468点 (-16点)



- ・これまでどおり検査料は別途かかります。
- ・その他加算により、自己負担額は変わります。

野々田小児科・内科